

グループ補助金交付申請用チェックリスト

申請者名： _____

	資料番号	提出書類	提出区分	様式等	チェック欄		
					申請者	受付	審査担当
全ての申請者が提出する書類	1	グループ補助金交付申請用チェックリスト	必須	本紙	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	長野県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付申請書	必須	県 HP 掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	補助事業計画書（紙及び電子媒体で提出）	必須	県 HP 掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	【法人】①現在事項証明書（商業登記） 【個人】②住民票抄本 ※共有財産の場合は共有者全員分が必要です。	※1	①は法務局 ②は市町村	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	【法人】法人番号指定通知書写し or 国税庁法人番号公表サイト検索画面写し	法人のみ 必須	—	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	納税証明書（長野県税未納なしの証明） ※共有財産の場合は共有者全員分が必要です。	必須	県税事務所で取得	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿	※1	県 HP 掲載	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	保険加入の同意書	必須 ※2	県 HP 掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9	財産処分の制限に関する確認書	必須	県 HP 掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10	【法人】貸借対照表及び損益計算書 【個人】確定申告書の写し及び収支計算書等	必須 ※3	—	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※1 復興事業計画認定申請時から変更がある場合に提出してください。

※2 但し、小規模企業者については提出不要。

※3 交付申請時から直近1年分を提出してください。

1 施設の修繕 ※施設の修繕がない場合は、2の「設備の修繕（修理）」へ

	資料番号	提出書類	提出区分	様式等	チェック欄		
					申請者	受付	審査担当
施設の修繕を行う場合	11	現在事項証明書（建物）	※1	法務局で取得	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12	固定（償却）資産台帳	※1	任意	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	13	購入先等第三者の記録 （売買契約書、修理・点検記録など）	※2	任意	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 他の証明あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	14	市町村が発行する固定資産課税証明書	未登記の場合	市町村で発行	<input type="checkbox"/> 有（提出済み） <input checked="" type="checkbox"/> 登記あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15	賃貸借契約書等の写し	※3	任意	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	16	①罹災（被災）証明書の写し、または、 ②罹災（被災）証明書が提出できない理由書	※4	①は市町村 ②は県 HP	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 提出済み	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	17	令和元年台風19号による災害による被災であることを証する書類	※5	任意 ※専門家等が発行	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 罹災（被災）証明あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	18	被災状況が分かる写真（カラー）	※4	A4用紙に印刷（貼付）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 提出済み	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	19	見積書一覧表（施設）	必須	県 HP 掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	資料 番号	提出書類	提出 区分	様式等	チェック欄		
					申請者	受付	審査担当
施設の修繕を行う場合	20	工事の詳細見積書の写し ※2事業者以上	※6	任意	■有 □1者のみ	□	□
	21	見積書不足理由書	※7	県 HP 掲載	□有 ■2者あり	□	□
	22	補助対象施設の利用状況表	必須	県 HP 掲載	■有	□	□
	23	按分計算書	※8	県 HP 掲載	□有 ■按分なし	□	□
	24	位置図及び敷地内配置図	必須	任意	■有	□	□
	25	施設の用途・構造・面積が分かる詳細平面図等	必須	任意	■有	□	□
	26	被災箇所・写真位置を示した平面図等	必須	任意	■有	□	□
	27	施工予定箇所を示した平面図等	必須	任意	■有	□	□
	28	被災箇所・修繕箇所を明示した立面図	※9	任意	■有	□	□
	29	火災保険等の申請施設を対象とした保険の内容、 受領金額が分かる書類及び火災保険金等計算書	保険あり の場合	任意	■有 □保険なし	□	□
	30	保険金受領額按分計算書	※10	県 HP 掲載	■有 □保険なし	□	□
	31	共有者全員からの同意書（施設）	※11	県 HP 掲載	□有 ■該当なし	□	□
建替えを行う場合	建替えを行う場合は、上記に加えて、以下の書類が必要です。（建替 → ■有 □無）						
	32	新施設の位置図及び敷地内配置図	必須	任意	■有	□	□
	33	新施設の用途・構造・面積が分かる詳細 平面図や立面図等	必須	任意	■有	□	□
	34	大規模半壊、または、全壊判定の罹災証 明書等	※12	—	■有 □建替安価・新分野	□	□

- ※1 復興事業計画認定申請時から変更がある場合に提出してください。
- ※2 固定（償却）資産台帳がない場合に提出してください。
- ※3 施設の所有者と使用者が異なる場合に提出してください。
- ※4 提出済みの場合は不要です。
- ※5 罹災（被災）証明書を提出できない場合に提出してください。
- ※6 30万円を超えない契約については、1者の見積書でもかまいません。また、既に復旧工事が終了したため見積書がない場合は、請求書及び領収書を提出してください。
- ※7 2事業者以上からの工事の詳細見積書の提出ができない場合に提出してください。
- ※8 非事業用面積、対象外店舗、床面積の増減がある場合など、按分計算が必要な場合に提出してください。
- ※9 外壁の修繕がある場合に提出してください。
- ※10 保険金受領対象物件ごとの保険受領金額がわかる場合は、提出不要です。
- ※11 共有財産に係る交付申請の場合に提出してください。
- ※12 建築士による建物被災状況報告書による大規模半壊、または、全壊相当判定でも結構です。また、建替えが修繕よりも安価のため建替えを行う場合は、修繕の見積書及び安価となる理由書が必要です。

2 設備の修繕（修理） 設備の修繕（修理）がなく、新分野事業がある場合は、3の「新分野事業」へ

	資料番号	提出書類	提出区分	様式等	チェック欄		
					申請者	受付	審査担当
設備の修繕（修理）を行う場合	35	固定資産課税台帳	※1	市町村で発行	■有 □変更なし	□	□
	36	固定（償却）資産台帳	※1	任意	■有 □変更なし	□	□
	37	購入先等第三者の記録 （売買契約書、修理・点検記録など）	※2	任意	□有 ■他の証明あり	□	□
	38	①罹災（被災）証明書の写し、または、 ②罹災（被災）証明書が提出できない理由書	※3	①は市町村 ②は県 HP	■有 □提出済み	□	□
	39	令和元年台風 19 号による災害による被災であることを証する書類	※4	任意 ※専門家等が発行	■有 □罹災（被災）証明あり	□	□
	40	被災状況が分かる写真（カラー）	※5	A4 用紙に印刷（貼付）	■有 □提出済み	□	□
	41	見積書一覧表（設備）	必須	県 HP 掲載	■有	□	□
	42	工事の詳細見積書の写し ※2 事業者以上	※6	任意	□有 ■1 者のみ	□	□
	43	見積書不足理由書	※7	県 HP 掲載	□有 □2 者あり ■該当なし	□	□
	44	被災設備の配置図 ※移設がある場合は新旧配置図	必須	任意	■有	□	□
	45	火災保険等の申請施設を対象とした保険の内容、受領金額が分かる書類及び火災保険金等計算書	保険ありの場合	任意	■有 □保険なし	□	□
	46	保険金受領額按分計算書	※8	県 HP 掲載	■有 □保険なし	□	□
	47	共有者全員からの同意書（設備）	※9	県 HP 掲載	□有 ■該当なし	□	□
	48	リース料金の算定根拠明細書	リースの場合	県 HP 掲載	□有 ■リースなし	□	□
入替を行う場合	入替（買替）を行う場合は、上記に加えて、以下の書類が必要です。（入替 → □有 ■無）						
	49	①設備が修繕（修理）不可であることの証明書、または、 ②修繕（修理）より入替が安価である証明書	必須	任意	□有	□	□
	50	設備比較証明書	必須	県 HP 掲載	□有	□	□
車両の復旧がある場合	51	新旧設備のカタログ	※10	任意	□有 □旧なし	□	□
	車両の復旧を行う場合は、資料番号 35～48（入替の場合は 49～51 も含む）に加えて、以下の書類が必要です。（車両の復旧 → □有 ■無）						
	52	自動車検査証（車検証）の写し	必須	—	□有	□	□
	53	事業用のみに用いていたことの確認書類	※11	—	□有	□	□
	54	永久抹消登録を証明する書類	※12	—	□有 □入替なし	□	□

- ※1 復興事業計画認定申請時から変更がある場合に提出してください。
- ※2 固定資産課税台帳や固定（償却）資産台帳がない場合に提出してください。
- ※3 設備が施設内にある場合は、施設の罹災証明書（被災証明書）でも結構です。
- ※4 罹災（被災）証明書が提出できない場合に提出してください。

- ※5 提出済みの場合は不要です。
- ※6 30万円を超えない契約については、1者の見積書でもかまいません。また、既に復旧工事が終了したため見積書がない場合は、請求書及び領収書を提出してください。
- ※7 2事業者以上からの工事の詳細見積書の提出ができない場合に提出してください。
- ※8 保険金受領対象物件ごとの保険受領金額がわかる場合は、提出不要です。
- ※9 共有財産に係る交付申請の場合に提出してください。
- ※10 新カタログは必須です。旧カタログがない場合はご相談ください。
- ※11 原則として次の③、④を必須とし、併せて①または②を確認して判断します。
- ① 車体に企業名、屋号等が明示されているか
 - ② 運行記録、業務日報など業務の用に供していたことを証する書類
 - ③ 自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっているか
 - ④ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入しているか
 - ⑤ その他、業務用に使用されていたことを証する書類
- ※12 登録事項等証明書、使用済自動車引取証明書、「自動車リサイクルシステム」の「使用済自動車処理状況検索」を使用し、該当車両の登録・処理状況画面を印刷したもののいずれかを提出してください。

3 新分野事業

	資料 番号	提出書類	提出 区分	様式等	チェック欄		
					申請者	受付	審査担当
新 分 野 事 業	新分野事業の場合は、上記に加えて、以下の書類が必要です。(新分野事業 → ■有 □無)						
	55	原状回復工事の見積書 ※2事業者以上	必須	任意	■有 □1者のみ	□	□
	56	見積書不足理由書	※1	県 HP 掲載	□有 ■2者あり	□	□
	57	新分野事業に係る経費の比較表	必須	県 HP 掲載	■有	□	□
	58	認定経営革新等支援機関による確認書	※2	県 HP 掲載	■有 □変更なし	□	□

※1 2事業者以上からの工事の詳細見積書の提出ができない場合に提出してください。

※2 復興事業計画認定申請時から変更がある場合に提出してください。

4 その他

	資料 番号	提出書類	提出 区分	様式等	チェック欄		
					申請者	受付	審査担当
	-	返信用封筒 (定型1通・切手不要)	※1	-	■有 □不要	□	□

※1 グループ補助金申請事業者向けの中小企業融資制度（経営健全化支援資金（災害対策））を申請される場合、受理印が押された交付申請書の写しが必要です。受理後に写しを郵送しますので郵便番号と住所を記入した返信用封筒を提出してください。

※チェック欄の「受付」「審査担当」欄は、県側で記載します。